三重県土地家屋調査士会
四日市支部規則

（名　称）

第１条　三重県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第 67 条の規定により、津地方法務局四日市支局の管轄区域内に置く支部の名称は三重県土地家屋調査士会四日市支部（以下「支部」という。）とする。

（目　的）

第２条　支部は、会則第 68 条に定める事務、会則第 86 条に定める研修及び支部の目的達成のため必要な事業を行う。

（事務所の所在）

第３条　支部は、事務所を津地方法務局四日市支局の管轄区域内に置く。

（支部会員名簿）

第４条　支部は、入会届の写又は会員名簿の写しを編綴して支部会員名簿を備えなければならない。

第５条　支部の調査士会員は、調査士会員名簿の登録事項に、法人会員は、定款又は法人会員名簿の記載事項に、変更を生じたときは変更を生じた日から 14 日以内にその旨を支部長に報告しなければならない。

第６条　支部長は、前条の報告を受けたときは、支部会員名簿に所要の事項を記載しなければならない。

（支部役員）

第７条　支部は、会則第 69 条で定められた支部長のほか、次の支部役員を置くことができる。

副支部長	２人以内
会　　計	１人
幹　　事	若干名
監　　事	１人

（支部役員の選任）

第８条　支部役員は支部総会において支部の調査士会員の中から選任する。

（支部役員の任期）

第９条　会則第 32 条の規定は、支部役員に準用する。

（支部役員の職務権限及び義務）

第 10 条　支部長は、支部を代表して支部の業務を行う。

２　副支部長は、支部長を補佐して支部の業務を行い、支部長が欠員のとき、又は支部長に事故があるときは、あらかじめ支部役員会の定めるところにより支部長の職務を代理する。

３　会計は、経理に関する業務を行う。

４　幹事は、支部長及び副支部長を補佐して支部の業務を分掌する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

①　支部の会計に関する監査

②　支部長、副支部長及び幹事の業務執行の状況の監査

６　会則第 29 条第 5 項及び第 6 項の規定は、支部役員に準用する。

（支部役員会）

第 11 条　支部長は、支部の業務執行上必要あると認めるときは、支部役員会を招集することができる。

（支部総会と招集）

第 12 条　支部総会は、定時総会と臨時総会の２種とし、調査士会員で組織する。

２　支部長は、毎年１回定時総会を招集しなければならない。

３　支部長は、必要があると認める場合には、臨時総会を招集することができる。

４　支部長は、支部調査士会員の３分の２以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を示した書面を提出して、支部総会招集の請求があったときは、１ヶ月以内に支部総会を招集しなければならない。

５　前項の請求があった後３週間以内に支部総会の招集通知が発せられなかったときは、前項の請求者が支部総会を招集することができる。

（支部総会の決議事項）

第 13 条　次に掲げる事項は、支部総会の決議を経なければならない。

①　予算及び決算に関する事項

②　支部規則の制定及び変更に関する事項

③　支部役員の選任及び解任に関する事項

④　その他支部運営に必要な事項

（議決権等）

第 14 条　会則第 43 条より第 47 条までの規定は、支部総会に準用する。ただし、この場合において調査士会員とあるは、支部の調査士会員と読み替えるものとする。

（顧問、相談役）
第１５条 支部長は、支部総会にはかって、支部の顧問及び相談役を置くことができる。
２　支部長は、顧問及び相談役に対し、支部の運営に関する事項について諮問を発し、又は助言を求めることができる。
３　顧問及び相談役の任期は、支部長の任期と同一とする。
（支部の経費）
第 16 条　支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。
第 17 条　支部の経費は、会則別紙第 1 第 7 号の規定による交付金、支部会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。
第 18 条　支部長は、支部経費に関する帳簿を備え付け、常にその収入及び支出の状況を明らかにしておかなければならない。
第 19 条　支部長は、毎会計年度の予算案を作成して、支部総会に提出しなければならない。
２　支部長は､毎会計年度終了後１ヶ月以内に、当該年度の収入及び支出に関する決算報告書を監事に提出し、次に開かれる支部総会に報告して、その承認を受けなければならない。
（旅費、弁償費等）
第 20 条　支部会員の旅費、弁償費等は、支部役員会の定めるところによる。
第 21 条　この支部規則において定めないもので、支部運営上必要な事項は、会則の規定を準用する。

附　　則

１　この支部規則は、会則第 71 条第 2 項の規定により、三重県土地家屋調査士会の会長の承認を得た日より施行する。
２　改正前の支部規則は、この支部規則変更の承認の日よりこれを廃止する。

令和 7 年 5 月 13 日施行